

(無断で転写することを禁じます)

産業廃棄物適正管理能力検定試験

【体験版】

この体験版に関して

この問題用紙は、第11回産業廃棄物適正管理能力検定及び応用編<建設系コース><事業系コース>の問題の一部を抜粋したものです。

- ・裏表紙が解答となっております。自己採点にご活用ください。
- ・全体で30点満点です。合格の基準は得点率7割(21点)以上です。

注意事項

1. 本試験は特段の記載が無い限り、地方自治法に基づいて制定された条例による規制は除き、廃棄物処理法及びそれに関する省庁の通知に基づいて回答すること。
2. 本試験では「産業廃棄物管理票」を「マニフェスト」と表記し、紙マニフェストは、A票・B1票・B2票・C1票・C2票・D票・E票からなる7枚綴りのものであるものとする。
3. この体験版の無断複写・ネット上への転載は固くお断りいたします。

第12回検定試験 2020年12月6日(日)実施



一般社団法人企業環境リスク解決機構
Corporate Environmental Risk Solution Institution

第1問（各1点×5問）

以下の各問いに関し、解答を回答欄に記入しなさい。

ア. 産業廃棄物の処理業の許可に関する説明として最も適当なものは次のうちどれか。

1. 特別管理産業廃棄物の廃油の産業廃棄物処分業許可を有している業者は、特別管理産業廃棄物ではない廃油の処分も行うことができる。
2. 産業廃棄物を保管する業者は、産業廃棄物保管業の許可を取得する必要がある。
3. 排出事業者が、その事業活動に伴って排出した産業廃棄物を自ら処分施設まで運搬する場合には、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要である。
4. A県内の政令市a市に産業廃棄物処分施設を設置する場合、A県の産業廃棄物処分業許可を取得する必要がある。

イ. 廃棄物処理法上の政令市に関する説明として不適切なものは次のうちどれか。

1. 2020年には新たに水戸市および吹田市が政令市となった一方、大牟田市の政令市の指定が解除された。
2. 都道府県または政令市は、産業廃棄物処理業許可を免除する条例を制定できる。
3. 都道府県または政令市は必要な限度で事業場等へ立入る権限があり、それを拒んだ場合、廃棄物処理法違反となる。
4. 都道府県または政令市は、保管基準に適合しない保管を行った排出事業者に対して、保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命令できる。

ウ. 無許可委託をした排出事業者に応用される罰則として最も適当なものはどれか。

1. 6か月以下の懲役または50万円以下の罰金
2. 1年以下の懲役または100万円以下の罰金
3. 3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
4. 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科

ア.	イ.	ウ.
----	----	----

第2問（各2点×2問）

次のア～イの問いに答えなさい。

ア. 以下の a～d は、事業活動に伴って排出された廃棄物である。このうち、産業廃棄物に該当するものはいくつあるか。該当するものの数を解答用紙の所定欄にマークしなさい。

- a. 流通センターで商品の搬入時に使用されていた木製パレット
- b. 運搬時の緩衝材として使用されていた発泡スチロールが不要となったもの
- c. スーパーマーケットで廃棄された賞味期限切れの食パン
- d. 倉庫業者が排出した綿 100 パーセント素材の不要な作業着

イ. 以下の表は、ある産業廃棄物収集運搬業者の許可内容を示している。以下の a～d のうち、この許可内容を有する収集運搬業者に委託が可能なものはいくつあるか。可能なものの数を解答用紙の所定欄にマークしなさい。

自治体	産業廃棄物の種類		
	ガラス陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
X 県	○	○	○
Y 県	○	○	—
y 市 (Y 県内)	○*	○*	—
Z 県	○	—	○

「○」は自治体において許可を有する産業廃棄物の種類を示す。

「○*」は許可に積替保管を含む。

- a. 廃プラスチック類を、X 県から Y 県 y 市へ運搬
- b. 金属くずを、X 県から Y 県 y 市へ運搬
- c. 廃プラスチック類を、X 県から Y 県を通過し Z 県に運搬
- d. ガラス陶磁器くずと廃プラスチック類の混合物を、X 県から Y 県 y 市で積替保管後に Z 県まで運搬

ア.	イ.
----	----

第3問（各1点×5問）

次のア～オの文章のうち、内容が正しいものには「○」を、誤っているものには「×」を解答欄に記入しなさい。

- ア. 環境省の発出した通知によれば、企業から排出される廃棄物であって、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物は、特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物に該当する。
- イ. フロン類を含む業務用エアコンの処理を委託するには、充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書面（引取証明書）を添付しなければならない。
- ウ. 家電リサイクル法の対象となる廃家電製品は、使用済みの家庭用のエアコン、テレビ、電子レンジ、冷蔵庫・冷凍庫である
- エ. 工場から排出される排煙は、廃棄物処理法で定義される廃棄物には該当しない。
- オ. マニフェストの廃棄物の種類欄には産業廃棄物の20種類のいずれかを記載することが原則だが、混合物である商品が産業廃棄物となったものの処理を委託する際、一般的な名称として商品名を記載することができる。

ア.	イ.	ウ.	エ.	オ.
----	----	----	----	----

第4問（各2点×2問）

次は、ある企業の産業廃棄物管理に関する相談者と廃棄物担当者（以下、担当者）との対話である。担当者の回答のうち、適切なものには「○」を、不適切なものには「×」を解答欄に記入しなさい。

- ア. 相談者：産業廃棄物の発生量が多い事業場から排出される産業廃棄物について電子マニフェストの使用が義務化されるときいたのですが？
担当者：はい。2020年（令和2年）度から、前々年度の産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場から排出されるすべての産業廃棄物について電子マニフェストの使用が義務化されました。
- イ. 相談者：A社にレンタルしている当社所有の機器を破棄する場合、廃機器の排出事業者をA社とすることはできますか？
担当者：はい。機器の所有者を排出事業者とするのが一般的ですが、レンタル契約等でA社が排出事業者であると明記しているような場合は可能です。

ア.	イ.
----	----

第5問（各1点×2問）

次のア～イの文章の（ ）の部分に当てはまる用語について最も適当なものを1～4から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

ア. 建設リサイクル法では対象となる建設工事について、事前に（a）へ届出を行うことを（b）に義務付けている。

- | | |
|--------------|---------|
| 1. （a）都道府県知事 | （b）元請業者 |
| 2. （a）都道府県知事 | （b）発注者 |
| 3. （a）国土交通大臣 | （b）元請業者 |
| 4. （a）国土交通大臣 | （b）発注者 |

イ. 廃棄物処理法において「一般廃棄物」とは、（a）廃棄物をいう。

1. （a）家庭から排出された20種類の
2. （a）事業活動に伴って生じた廃棄物以外の
3. （a）産業廃棄物以外の
4. （a）特別管理産業廃棄物以外の

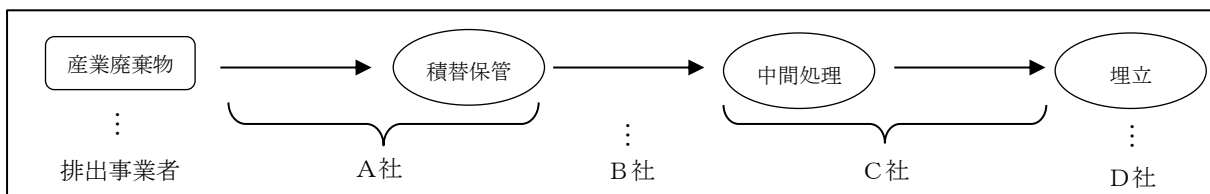
ア.	イ.
----	----

第6問（各2点×1問）

次の図のような産業廃棄物の処理委託を行う場合、排出事業者として各業者との間で結ぶべき産業廃棄物処理委託契約について、収集運搬委託契約のみが必要な場合は1、処分委託契約のみが必要な場合は2、収集運搬と処分の委託契約が必要な場合は3、直接契約が不要な場合は4を解答欄に記入しなさい。

————→ は、収集運搬を示します。

ア.



収集運搬委託契約のみ…1 処分契約のみ…2 収集運搬と処分の契約…3 直接契約は不要…4

ア.	A社	B社	C社	D社
----	----	----	----	----

第7問 (各2点×3問)

次のア～ウの問いについて解答を1～4から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

ア. 産業廃棄物処理施設設置許可について最も適当なものは次のうちどれか。

1. 焼却するPCB汚染物のPCBの濃度が一定の基準以下の焼却施設を設置する場合には、施設設置許可は不要となる。
2. 排出事業者が自ら排出する廃プラスチック類の破砕処理施設を設置する場合、その規模にかかわらず、設置許可が不要となる。
3. 管理型最終処分場を設置する場合には、処理能力が一定の規模以上のときに限り、施設の設置許可が必要となる。
4. 産業廃棄物処理施設設置許可は、設置する施設ごとに必要となる。

イ. 安定型最終処分場に埋め立てることができる安定型産業廃棄物に当たるものは次の内どれか。

1. がれき類
2. 廃石膏ボード
3. 廃油
4. 自動車等の破砕物である金属くず

ウ. 廃棄物処理法の罰則に関して最も適当なものは次のうちどれか。

1. 排出事業者が、契約を締結しないで産業廃棄物処理業者に産業廃棄物を委託した場合、処理業者および排出事業者の両者が罰則の対象となる。
2. 産業廃棄物処理業者の従業員が、その処理業者の業務に関して不法投棄をしたときは、従業員を罰するほか、その処理業者も3億円以下の罰金刑の対象となる。
3. 廃棄物の不法投棄等を行おうとする者が、その実行に着手した段階で警察の監視に気付くなどにより実行行為を途中で止めた場合には、罰則の対象とならない。
4. マニフェストを交付しないで産業廃棄物を処理業者に委託した場合、排出事業者のみが罰せられ、マニフェストの交付を受けないで受託した処理業者は処罰されない。

ア.	イ.	ウ.
----	----	----

第8問（各2点×2問）

次のア～イの問いについて解答を1～4から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

【応用編 建設系コース】

ア. 建設業における多量排出事業者について不適切なものはどれか。

1. 特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物の発生量が年間 1,000 トン以上の事業場を有する排出事業者は、廃棄物処理計画書を提出しなければならない。
2. 多量排出事業者は、その保管場所の面積が 300 m²以上である場合に都道府県知事または政令市へ届け出る必要がある。
3. 多量排出事業者に該当するかどうかは、排出事業場である工事現場ごとではなく、区域内の工事現場を総括的に管理している支店等ごとの発生量をもって判断する。
4. 事業場から排出された汚泥について脱水処分を行ってから処理を委託する場合、多量排出事業者には該当するかどうかは、脱水前の量で判断する。

【応用編 事業系コース】

イ. メーカーが小売店に卸売販売した製品について不適切なものはどれか。

1. メーカーが小売店からの製品の返品に応じる場合、返品の段階において廃棄物であると判断されるので、当該小売店が排出事業者となる。
2. 小売店が製品を直接廃棄する場合には、メーカーから処理費用を受け取っていたとしても、当該小売店が排出事業者となる。
3. 小売店からの製品の返品を受けたメーカーが、当該製品を検査したうえ廃棄物として処分する場合、当該メーカーが排出事業者となる。
4. 製品メーカーに産業廃棄物処理業許可または一般廃棄物処理業許可がない場合、小売店から製品を購入した消費者は、メーカーに処理を委託することはできない。

ア.	イ.
----	----

解答

問題番号		配点	正解	公式テキスト第4版 対応ページ
第1問	ア	1	3	64
	イ	1	2	15・146
	ウ	1	4	47
第2問	ア	2	2個	33-34
	イ	2	1個	70
第3問	ア	1	×	39
	イ	1	○	169
	ウ	1	×	157
	エ	1	○	28
	オ	1	○	88
第4問	ア	2	×	93
	イ	2	×	19-20
第5問	ア	1	2	161
	イ	1	3	32
第6問	ア	2	A社：1 / B社：1 C社：2 / D社：4	75
第7問	ア	2	4	122
	イ	2	1	130
	ウ	2	2	46
第8問	ア	2	2	23
	イ	2	1	19-20

採点結果	/ 30
------	------